

第 1 0 3 号議案

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 6 2 年足立区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び別表第 4 」を「、別表第 4 及び別表第 5 」に改める。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（ 4 ） 別表第 2 第 4 項に定める適用区域 次に掲げる用途に供する建築物

イ ホテル又は旅館

ロ 風営法第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する風俗営業を営む建築物又は同条第 6 項第 1 号から第 5 号までに規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「適用区域」を「適用区域内」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 別表第 5 に定める適用区域内においては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める建築物を建築してはならない。

（ 1 ） 別表第 5 第 1 項に定める適用区域 風営法第 2 条第 1 項各号に規定する風俗営業を営む建築物及び同条第 6 項第 1 号から第 5 号までに規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物

（ 2 ） 別表第 5 第 2 項に定める適用区域 次に掲げる用途に供する建築物

イ 風営法第2条第1項第1号から第6号までに規定する風俗営業を営む建築物及び同条第6項第1号から第5号までに規定する店舗型性風俗特殊営業を営む建築物

ロ 1階部分を店舗又は飲食店の用途に供する建築物以外のもの（当該建築物の敷地面積が600平方メートルを超え、かつ、交通広場及び都市計画道路に面する場合に限る。）

第8条第1項中「及び別表第4」を「、別表第4及び別表第5」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 建築物の敷地面積は、別表第2第4項に定める適用区域にあつては83.0平方メートル以上でなければならない。ただし、当該敷地が公共施設の整備により分割された土地若しくは公共施設の整備により代替地として譲渡された土地の場合又は区長が良好な居住環境を害するおそれがないと認めて許可した場合は、この限りでない。

第9条第1項第1号中「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「並びに別表第4」を「、別表第4並びに別表第5」に改め、同条第3項中「及び別表第3第2項」を「、別表第3第2項及び別表第5第1項」に、「適用区域」を「適用区域内」に改める。

第11条中「及び別表第4」を「、別表第4及び別表第5」に改める。

第13条中「第5条から第6条まで」を「第5条及び第6条」に改める。

別表第1中「平成16年6月24日足立区告示第241号」を「平成17年6月15日足立区告示第263号」に、「（昭和63年1月14日足立区告示第27号）の区域」を「（平成17年6月15日足立区告示第264号）アの区域」に改める。

別表第2中「別表第2（第2条関係）」を「別表第2（第2条、第3条、第8条、第9条、第11条関係）」に、「平成16年6月24日足立区告示第241号」を「平成17年6月15日足立区告示第263号」

に改め、同表に次のように加える。

4	東京都市計画沿道地区計画国道4号A地区(日光街道)沿道地区計画(平成17年6月15日足立区告示第263号)オの区域
---	---

別表第3中「別表第3(第2条関係)」を「別表第3(第2条、第3条、第8条、第9条、第11条関係)」に改める。

別表第4中「別表第4(第2条関係)」を「別表第4(第2条、第3条、第8条、第9条、第11条関係)」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第5(第2条、第3条、第8条、第9条、第11条関係)

項	沿道地区計画
1	東京都市計画沿道地区計画足立区環状七号線B地区沿道地区計画(平成17年6月15日足立区告示第264号)イの区域
2	東京都市計画沿道地区計画足立区環状七号線B地区沿道地区計画(平成17年6月15日足立区告示第264号)ウの区域

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

沿道地区計画区域内の建築物に係る制限を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。